

#### 4-(3)

### 災害時における通所介護事業所等の対応について

台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における通所介護事業所等の運営については、警報等の発令により一律に事業中止をお願いするものではなく、各事業所にてご判断いただくこととしています。

災害の発生が予想される場合は、それぞれの事業所や利用者宅の立地条件などの違いにより、利用者を自宅に帰す方がかえって危険になることも想定されます。また、迎えが困難な場合や、自宅に家族がいないなどの場合も考えられることから、一律な対応によらず利用者の安全確保を第一に考え、利用者一人ひとりの状況や施設周辺の状況を総合的に考慮しご対応ください。

また、各サービス(訪問系サービスを除く)・施設の運営基準において、非常災害に関する具体的計画の策定が義務付けられており、非常災害時における関係機関への通報、連絡体制、安全確保のための行動手順等を定めておく必要があります。下記に留意し、平常時から防災を意識した事業運営及び非常時においては計画に基づいた適切な対応をお願いします。

#### 記

##### 【平常時の対策】

- 大雨・洪水・台風等に伴った「警報」発令時、震災発生時などの非常災害時においては、事業の実施の判断基準を予め定めておき、利用者及び利用者家族に周知すること。
- 災害時の職員役割分担及び召集基準や参集基準を定めておくこと。また、召集が速やかに行えるよう、緊急連絡網を作成し職員に周知しておくこと。
- 災害種別に応じた避難場所、避難経路(利用者宅への送迎経路含む)については、災害の状況に応じて最も安全な選択ができるよう複数用意しておくこと。
- 長期保存可能な食料及び飲料水等の備蓄物資を確保しておくこと。また、賞味期限のあるものについては、期限を確認した上で定期的に入替えを行うこと。
- 消防用設備、避難設備等の点検を定期的に行い常時機能するよう確認を行うこと。  
また、家具等の落下・転倒防止策を講じ安全確保に努めること。
- 具体的な災害を想定した防災訓練を定期的に行うこと。

##### 【非常時における対応】

- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をすること。情報収集には、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し常に最新の状況を把握するよう努めること。
- サービス開始後に休業決定した場合の利用者の帰宅方法や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分に考慮し、判断すること。
- 家族のもとへお返しする際は、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引継ぎ時刻を記録すること。